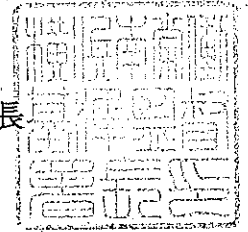


令和元年 7 月 18 日

事業主各位

横浜南労働基準監督署長



働き方改革関連法および助成金等の支援策に係る
個別説明・質問受付の実施について

日ごろから、労働基準行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が順次施行され、平成 31 年 4 月 1 日から年 5 日の年次有給休暇の確実な取得などが規模を問わず全ての事業主に義務化され、大企業については時間外労働の上限規制が適用されました。また、中小企業についても来年の 4 月 1 日から時間外労働の上限規制を受けることとなりますので、法施行にあたっての準備を行う必要があります。(一部除外猶予業種・業務があります。)

今回の法改正は整備法により多岐にわたる法律が改正となり、内容も複雑化し実務上の混乱が懸念されるところです。

当署では、現在、働き方改革関連法の施行に向けて、労働時間法制、時間外労働等改善助成金等支援策等について、各事業場の実情に沿って、個別に御説明させていただいております。御要望があれば、労働基準監督署又は、神奈川働き方改革推進支援センターの職員が、御説明のために個別に各事業場に訪問することが可能です。

下記の説明を御希望される場合は、本用紙を横浜南労働基準監督署あてにファックスで送付いただくか、横浜南労働基準監督署まで御連絡いただきますようお願いいたします。

連絡先

横浜南労働基準監督

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

横浜第二合同庁舎 9 階

担 当：労働時間相談・支援班

電 話：045-211-7374

F a x：045-651-1628

F a x : 0 4 5 - 6 5 1 - 1 6 2 8

横浜南労働基準監督署
労働時間相談・支援班 行

希望する説明内容に☑をお願いします（複数回答可）。

※①～③については、横浜南労働基準監督の労働時間相談・支援班から連絡いたします。

- ① 労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等の設定の改善に関する法律の改正内容に関する事
- ② 36協定を含む労働時間制度全般に関する事
- ③ 変形労働時間制等の説明及びその導入等に当たって必要な労働基準監督署への届出書類の作成に関する事

※④～⑧については、神奈川働き方改革推進支援センターから連絡いたします。

- ④ 長時間労働の削減に関する事
- ⑤ 時間外労働等改善助成金等支援策に関する事
- ⑥ 非正規雇用の待遇改善（同一労働同一賃金）に関する事
- ⑦ 賃金引き上げと生産性向上に関する事
- ⑧ 人手不足の解消に向けた雇用管理について

参考

神奈川働き方改革推進支援センター 横浜本所
横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター
ビル9階
電話：045-307-3775

事業場名：

所在地：

電話番号：

担当者職氏名：
